

特定医師に対する面接指導について

兵庫労働局労働基準部健康課

特定医師に対する面接指導 【医師の時間外・休日労働の上限規制が適用される R6.4.1 施行】

令和4年1月、労働基準法施行規則改正(R6.4.1施行)(改正医療法、施行規則関係)長時間が見込まれる特定医師に対し、面接指導を行う等が規定された。

【労基則の面接指導】

時間外・休日労働時間が月100時間以上となることが見込まれる特定医師(面接指導対象医師)に対し、管理者が労働基準法施行規則(以下「労基則」という。)の健康確保措置としての面接指導を行い、その結果に基づき、遅滞なく、面接指導を行った医師の意見を聴取し、就業上の措置を講ずる。

【安衛法の面接指導】

医師を含めた労働者は、安衛法に基づき、実際の時間外労働が月80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる場合(申出)には、事業者が同法に基づく面接指導を行う必要がある。

つまり、医師は、労働時間等の状況によっては、「労基則に基づく面接指導」なのか又は「安衛法に基づく面接指導」なのか？

そのため、ともに面接指導は、制度目的に応じた違いはあるものの、その対象や面接指導における確認事項等の中身について共通する部分があることから、安衛則及び労基則の重複を除いた。

改正医療法第108条第8項

面接指導対象医師に対し、労働安全衛生法による面接指導が行われている場合には、改正医療法に基づく面接指導を行うことを要しないとしている。

特定医師に対する面接指導 【医師の時間外・休日労働の上限規制が適用される R6.4.1 施行】

労基則に基づく面接指導の流れ

時間外・休日労働時間が月100時間以上となることが見込まれる **特定医師**

管理者が労基則に基づく面接指導を**面接指導実施医師**により、**本人の申出の有無にかかわらず実施**

面接指導は、安衛法に基づく面接指導の確認事項に加え、「**睡眠の状況**」を確認しなければならない

面接指導結果の記録の作成は、上記の「**睡眠の状況**」を記載したものでなければならない

管理者は、面接指導の結果に基づき、遅滞なく、面接指導を行った医師の意見聴取

管理者が医師の意見を勘案し、面接指導を受けた医師の実情を考慮して、就業上の措置を講じる

令和4年12月、労働基準法施行規則改正(R6.4.1施行)(改正医療法、施行規則関係)

【特定医師】

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において勤務する医師。

ただし、医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない医師は特定医師には該当しない。血液センター等の勤務医や、産業医、健診センターの医師等。

【管理者】

病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を管理させることとした者。

【面接指導実施医師の要件（医療法施行規則第65条）】

面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の**管理者**でないこと。

医師の健康管理を行うのに必要な**知識を習得させるための講習を修了していること。**

管理者から、面接対象医師の勤務状況、睡眠の状況、疲労の蓄積の状況、心身の状況及び面接指導を受ける意思の有無に関する情報等について提供を受けていること。

【面接指導の要件】

時間外・休日労働が月100時間に達するまでの間（80時間 100時間の間）に実施が必要。

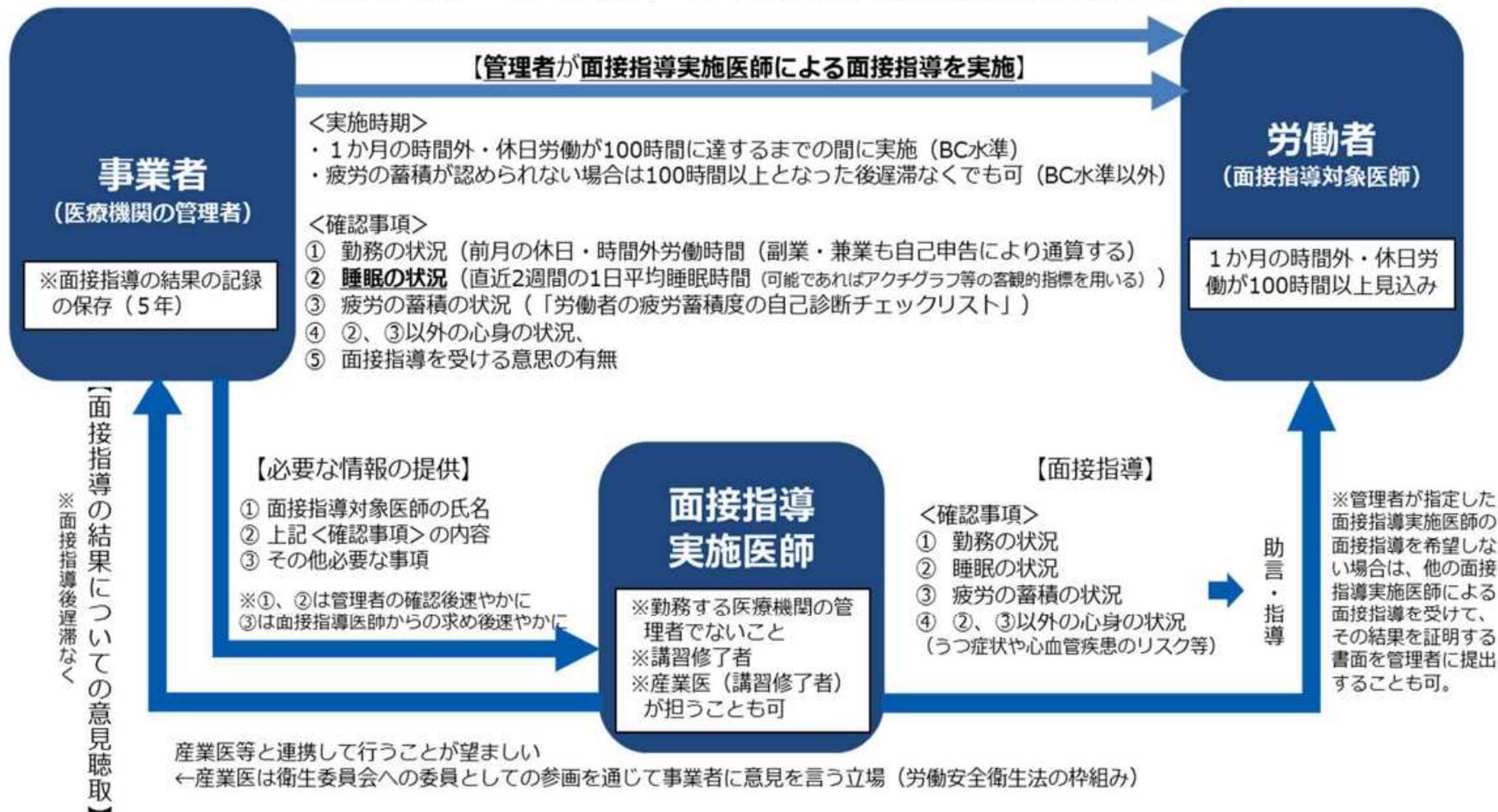
ただし、A水準の特定医師で、疲労の蓄積が認められない場合には、100時間以上となった後に遅滞なく行うこととしても差し支えない。

特定医師に対する面接指導 【医師の時間外・休日労働の上限規制が適用される R6.4.1 施行】

1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる特定医師

【必要と認める場合には遅滞なく労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を実施】

※ 1か月の時間外・休日労働が155時間を超える場合には遅滞なく労働時間短縮のために必要な措置を講じなければならない。



特定医師に対する面接指導 【医師の時間外・休日労働の上限規制が適用される R6.4.1 施行】

令和4年12月、労働基準法施行規則改正(R6.4.1施行)(改正医療法、施行規則関係)

【対象医師の種別と時間外労働の上限等の概要まとめ】

種別(対象医師)	対象医療機関	時間外労働の上限	追加的健康確保措置
A水準の特定医師	診療従事勤務医	年間 960 時間	面接指導 就業上の措置 ○連続勤務時間制限 28 時間 ○勤務間インターバル 9 時間 ○代償休息
B水準の特定医師	特定地域医療提供機関として指定、当該指定業務に従事	年間 1,860 時間	面接指導 就業上の措置 連続勤務時間制限 28 時間 勤務間インターバル 9 時間 代償休憩
連携 B水準の特定医師	連携型特定地域医療提供機関として指定、当該指定病院等に派遣される特定医師 派遣先・元の労働時間の通算		
C水準の特定医師	技能向上集中研修機関又は特定高度技能研修機関として指定、当該指定に係る業務に従事		

義務、○努力義務